

アセットオーナー・プリンシプルの受入れについて

旭化成企業年金基金

旭化成企業年金基金（以下、「当基金」という）は、アセットオーナー・プリンシプルの各原則を受け入れる旨を表明します。当基金は、企業年金のアセットオーナーとしての受託者責任を果たすべく、各原則に則って、必要な取組を推進します。

プリンシプルの各原則にかかる当基金の方針は以下の通りです。

【原則1】

アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

当基金は、年金積立金の運用において、加入者・受給者等の利益のため、運用目的、運用目標及び運用方針等を「資産運用管理の基本方針」に定めています。この「基本方針」は、状況変化に応じて適切に見直します。

【原則2】

受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

当基金は、年金資産運用に関する知識と経験を有する担当者を配置するとともに、「資産運用委員会」を設置しています。また運用コンサルティング会社からの助言も受けるなど外部知見も活用しています。引き続き、運用目標・運用方針に照らして必要な体制整備を行っていきます。

【原則3】

アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

当基金は、専ら加入者・受給者等の利益に資する観点から、運用コンサルティング会社とも連携しつつ、最適な運用方法及び最適な受託機関を選定するとともに、投資先の分散など運用のリスク管理を適切に実施しています。なお、運用方法・運用受託機関等については定期的な見直しを行います。

【原則4】

アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当基金は、主要なステークホルダーにホームページなどを通じて年金資産の運用概況や財政状況、運用方針等についての情報提供、開示を行っています。今後もステークホルダーへの説明責任や対話に役立つような情報提供、開示を行っていきます。

【原則5】

アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当基金は、2023年2月に日本版スチュワードシップ・コードを受入れ、各原則への対応方針について表明しています。加入者・受給者等の利益のためのスチュワードシップ活動に積極的かつ継続的に取り組みます。

以上